

○東京都市町村職員退職手当組合法務調査専門員の任用に関する条例

(平成28年2月25日
条例第6号)

改正 令和 6年11月27日 条例第 2号

(目的)

第1条 この条例は、東京都市町村職員退職手当組合法務調査専門員（以下「法務調査専門員」という。）の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 東京都市町村職員退職手当組管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わせるため必要があると認めるときは、法務調査専門員を任用することができる。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、その遂行に法律に関する高度の専門的な知識経験が特に必要となる業務

2 前項の規定による任用は、同項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、管理者が選考により行う。

(身分)

第3条 法務調査専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職とする。

(報酬等の支給及び勤務時間等)

第4条 法務調査専門員の報酬及び費用弁償の支給並びに勤務時間及び勤務日については、管理者が別に定める。

(秘密を守る義務)

第5条 法務調査専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、管理者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除いて、拒むことができない。
(罰則)

第6条 前項第1項又は第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月27日条例第2号)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

第2条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。